



令和6年5月22日  
～美ら島の未来を拓く～  
内閣府沖縄総合事務局

## 交通の再構築（リ・デザイン）による、持続可能で心豊かな生活と観光の実現

### - 日本版ライドシェア等の新制度を沖縄でもスタート -

近年、ドライバー不足等を背景に地域における移動の足の確保が課題となっています。今般、そのような課題に対応し、地域そして交通サービスの持続可能性と移動（生活・観光）の質の向上を図る観点から、公共交通を補完する新たな仕組み（道路運送法関連制度の見直し）を整え、これを沖縄でもスタートすることにしました。

上記のような仕組みを活用しながら各地域で取組を進め、交通や暮らしを再構築（リ・デザイン）していく上では、これまで以上に幅広い関係者（企業、行政、住民、観光客など）の参画を得て、全ての県民の皆様とともに「これからの中の沖縄」をつくることが期待されます。

沖縄総合事務局では、今後、その円滑な実施ができるよう、自治体、関連する企業、地域に対し、より詳しい情報提供を行い、各主体による取組を支援しながら、新制度の適用を進めていく考えです。

#### 記

### 1. 自家用車活用事業（通称：日本版ライドシェア）

○タクシーが不足する地域・時期・時間帯において、タクシー事業者が、遊休タクシーや一般ドライバーを活用して、タクシーが不足する分の運送サービスを提供します。

○沖縄県内においては、石垣市よりサービスをスタートし※1、管内の他の地域についても準備が整い次第、順次実施していく予定です。

※1 令和6年5月22日付で事業実施の意向のあった石垣市内のタクシー事業者に対し、道路運送法78条第3項に基づき、自家用有償旅客運送（自家用車活用事業）を許可。

○沖縄県内では、まずは「金・土の16時から翌朝5時までの時間帯」で運用を開始します。クルーズ寄港や大型イベント開催時においても、自治体からの事前の申し出により、運用を行う予定です。

○なお、その実施状況等を注視し、自治体と協議しながら、公共交通の持続可能性を損なわない形で地域の必要に応じた移動サービスが提供されるよう、地域・時期・時間帯の見直しと最適化を進めていく予定です。

### 2. 自家用有償旅客運送制度の見直し

○公共交通サービスが十分に提供されていない地域における移動サービスと地域社会の持続可能性を向上させるため、「自家用有償旅客運送」※2について、以下のような運用を可能とします。

(例)

- ・タクシー事業者と自治体、NPO、観光協会等が、交通サービスを共同運営し、一体的にサービスを提供できるようにします。
- ・宿泊施設や旅行業者が、自社の車両やドライバーを提供し、上記のような事業と一体的にサービスを提供できるようにします。
- ・その他、受託により株式会社でも自家用有償旅客運送事業に参画可能とするほか、運行区域の柔軟化（運送地域外にある病院やスーパー、学校などへの輸送を可能にする）、ダイナミックプライシングの導入、輸送対価の明確化（タクシー運賃の8割まで）、公共交通が提供されていない時間帯での自家用有償旅客運送の提供を可能にするなどの措置を行います。

※2 自家用有償旅客運送（交通空白、福祉）（道路運送法第78条第2号）

バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス

### 3. 許可・登録を要しない運送

○地域における移動の確保が困難になっている中、公共交通機関や自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点から、許可又は登録を要しない運送※3について改めて整理を行いました。

※3 宿泊施設・介護送迎の付随送迎、ツアーガイドによる付随送迎 等

○今後、公共交通との結節環境の確保等を図り、また交通渋滞や法令違反が生じることがないよう、関係機関、地方自治体、関係事業者等と連携した運用の構築に取り組んでまいります。

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課 崎濱、比屋根

TEL 098-866-1836（直通）